



綾瀬の未来をつくる戦略プロジェクト 次期総合計画素案の内容を一部紹介します

本市をどのようなまちにしていくのかなどをまとめた「次期総合計画」では、優先度の高い取り組みを「戦略プロジェクト」と名付けました。「育てる」「稼ぐ」「支える」の3つの基本方針に基づき、15のプロジェクトを展開し、持続的な成長・発展を続けるまちづくりを進めます。緊

急性・重要性の高い取り組みに対して、予算や人員を重点的に投入し、優先的な対応や課題解決をしていく必要があります。プロジェクトの詳細は市ホームページをご覧ください。

☎企画課 ☎70・5635

<基本方針>

育てる

子育て環境や市の魅力向上、公園・文化財などの地域資源の有効活用、市民活動の活性化や地域の担い手づくりなど、次世代の綾瀬を「育てる」視点でのまちづくり

戦略プロジェクト

- 笑顔あふれる親子が育つまちプロジェクト
- 外国人市民が活躍する多文化共生のまちづくりプロジェクト
- 未来を支える地域コミュニティの仕組みづくりプロジェクト
- 特色ある公園活用プロジェクト
- 目久尻川流域の歴史文化形成プロジェクト

稼ぐ

農・商・工の産業の振興、交流人口増や市の認知度の向上、にぎわいの拠点づくりなど、積極的な「稼ぐ」視点での地域経済の活性化

戦略プロジェクト

- 道の駅から始まる綾瀬市活性化プロジェクト
- あやせ工場プロジェクト
- あやせ農場プロジェクト
- 「ロケのまちあやせ」ならではの観光プロジェクト
- 中心市街地魅力UPリニューアルプロジェクト

支える

健康で活躍できる環境づくりや移動手段の充実、支え合いによる大規模災害への備えの充実、将来を見据えた公共施設の整備・活用など、安全で安心な暮らしを「支える」基盤の向上

戦略プロジェクト

- アクティブ・シニア応援プロジェクト
- あやせ流健康習慣定着プロジェクト
- 大規模自然災害対策プロジェクト
- 誰もが便利な移動手段強化プロジェクト
- 次世代につなげる公共施設改革プロジェクト

パブリックコメントの閲覧・配布方法を一部変更します

次期総合計画素案への意見募集について、市役所を除く公共施設での閲覧・配布を中止します。今回は、希望者への郵送による閲覧・配布を行うので、同課に問い合わせてください。

▶期間 4月21日(火)～5月20日(水) ▶閲覧・配布 企画課、市ホームページ、郵送▶☎ 市内在住・在勤・在学の方、事務所などの所有者、納税義務者▶提出方法 氏名、住所、意見などを明記し、5月20日(消印有効)までに〒252-1192市役所企画課(☎70・5635)へ郵送、FAX 70・5701、MAIL wm.705635@city.ayase.kanagawa.jpか直接

頑張る創業者を支援

創業補助金を実施



市では、地域での創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定しています。平成28年1月に国の認定を受け、市、綾瀬市商工会、金融機関(きらぼし銀行、かながわ信用金庫、商工組合中央金庫、横浜信用金庫、神奈川銀行)が連携してワンストップ窓口相談の設置、市が特定創業支援等事業に位置付けているあやせ創業スクールの開催、創業応援窓口の設置などを行い、必要な知識(経営、財務、人材育成、販路開拓など)の習得・向上を図るとともに、さまざまなニーズに合わせて総合的な支援を実施していますので、詳細は市ホームページをご覧ください。

☎商業観光課 ☎70・5685

特定創業支援等事業

同事業に位置づけられている同スクールや窓口支援を受けた創業希望者・創業者は、株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減や、創業2か月前から対象となる無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例を、事業開始6か月前から利用できるなどの支援を受けられます。

■その他 今年度の同スクールは、10月～11月を予定

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金

創業に必要な経費の一部を補助します。今年度から、創業に必要な資格などの取得にかかる費用の補助も開始しました。

■☎ 市内で創業か新事業に挑戦する第二創業者で、次の項目全てに該当する創業者▶市内に事業所を置くか置く予定である▶同計画の認定を受けた市区町村から、特定創業支援等事業による支援を受けたか受ける予定である▶中小企業者か中小企業者となる予定である▶補助事業期間に個人開業か会社などの設立を行いその代表となるか、既存事業以外の新事業を開始する▶納期限の到来した国税・都道府県税・市町村税を完納している▶空き

店舗活用事業補助金か同様の趣旨の他の補助金(国や県によるものを含む)などの交付、交付決定を受けていない▶市暴力団排除条例第2条第2号～第5号の規定に該当しない▶次のいずれかに該当する事業を営んでいないか営もうとしていない▶風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可か届出が必要な事業▶他の方が行っていた事業を継承して行う事業▶フランチャイズ契約かこれに類する契約に基づく事業▶公序良俗に反する事業や補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

■対象経費 ▶①▶建物の賃貸借契約上の3か月分の賃料(不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金を除く)▶新たに開設する事業所の外装・内装・設備にかかる工事費用(市内の事業者が発注する費用に限る)▶設備の購入に掛かる費用▶販売促進のためのパンフレット作製・広告掲載・ホームページ作成などの広告宣伝費用(事前着手したものも対象となる場合があるので、同課へ問い合わせください)▶②▶事業を開始するために必要な法令に基づく資格などの取得に係る費用

■対象業種 ▶① 統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に規定する小売業か飲食サービス業▶② 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種

■補助金額 ▶① 経費の2分の1以内で上限100万円▶② 経費の2分の1以内で上限4万円(併用申請可)

■補助期間 ▶① 交付決定の日～来年1月31日(開店日が来年1月31日以前の場合は、開店日まで)▶② 定めなし

■受付期間 ▶① 6月1日17時まで▶② 開業の日から1年以内

■☎ 同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて同課へ直接

■その他 6月下旬に開催する審査会で、交付事業者を決定

